



肝胆エコー検診

「くらで元気まつり」の際に肝胆エコー検診を実施します。検診料は無料です。

- とき 10月27日（日）午前8時30分から
- ところ 中央公民館
- 対象者 40歳以上の住民（昨年受けられた人で、結果が異常なしの人の申し込みはご遠慮ください）
- 申し込み方法 9月30日（月）より受付を開始。定員になり次第締め切ります（先着100人）

男性の料理教室

みんなで楽しく料理をしましょう。身近な材料で作れる簡単なメニューです。

- とき 11月9日（土）午前10時から午後1時まで
- 対象者 男性
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 参加費 300円
- 持ってくるもの エプロン、三角巾
- 申し込み期限 11月1日（金）まで

予防接種

B C Gの予防接種の集団接種は平成25年9月をもって終了しました。今後はかかりつけの医療機関で個別の接種となります。

- 対象年齢 生後12か月まで（標準接種年齢は、生後5か月から8か月）となっています。この期間に忘れず、必ず接種するようにしましょう。



乳幼児健診・相談

10月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- とき 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 内容 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など



秋の総合健（検）診のお知らせ

健（検）診は身体の状態をチェックできるよい機会です。対象者の人は、健（検）診項目・日程を確認し、ぜひ受けてください。

期 日	場 所	受付時間など
10月16日（水）	総合福祉センター	午前8時30分から 10時30分まで
10月17日（木）		
10月18日（金）		
11月17日（日）		※結果説明会は 後日行います
11月18日（月）		
11月19日（火）		

- 申し込み方法 申込書がお手元にある人は郵送してください。届いていない人は総合福祉センターまでご連絡をお願いします。
- 健（検）診内容 各種がん検診（胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん・肝炎ウイルス）、結核検診、基本健診、特定健診
- 申し込み・問い合わせ 総合福祉センターまで

母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。



- とき 10月2日、9日、16日、23日、30日の午前10時から11時30分まで①必ず妊婦さん本人がお越しください②原則、毎週水曜日の交付ですが、都合がつかない場合は相談に応じます
- ところ 総合福祉センター保健棟
- 必要なもの 妊娠届出書（ある人のみ）

健診内容	期 日	生年月日
4か月健診	10月10日（木）	平成25年 5月23日から 平成25年 6月17日生まれ
7か月健診	10月24日（木）	平成25年 3月1日から 平成25年 3月28日生まれ
12か月健診		平成24年10月1日から 平成24年10月31日生まれ
1歳半健診	10月 3日（木）	平成24年 3月13日から 平成24年 4月 3日生まれ
3歳児健診		平成22年 9月13日から 平成22年10月 3日生まれ
乳幼児相談 (身体測定・育児・栄養相談)	10月23日（水）	平成25年 8月27日から 平成25年 9月23日生まれ

※乳幼児相談は、どなたでもお気軽にお越しください。（申込不要）

Support

年金の

国民年金からのお知らせです

そこが知りたい

役場保険年金班 ☎42局2111番

年金の請求を忘れていませんか？



年金の請求手続

老齢基礎年金は、25年の受給資格期間を満たした人が、65歳になると支給されます。

しかし、老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がそろえば自動的に支給されるものではありません。本人が、必要な書

類を提出して、それが認められて、はじめて支給されることとなります。年金の請求を行えるにもかかわらず、年金を受け取れないと誤解され、年金の請求もれが生じている場合があります。

資格期間を満たしたことになりません。そのほか、生まれた年などにより25年未満でも年金を受け取れる場合があります。

①会社員（厚生年金等の加入者）の配偶者であった期間のうち昭和61年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間

●加入期間が25年未満の人の年金の加入期間は、保険料を納めた期間と免除期間の合計です。この加入期間が25年未満でも、「カラ期間」と合わせて25年以上あれば老齢基礎年金の受給

※カラ期間とは
年金の額には反映されませんが、25年の受給資格期間には含まれる期間のことです。主なカラ期間は、国民年金に任意加入できた人が加入しなかった期間など、次の3つの期間とされています。

②日本国籍を有し、海外に在住していた期間（任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含めます）

③学生であった期間のうち平成3年3月までの間で国民年金に任意加入していなかった期間
※カラ期間を合わせても

25年に満たない人は60歳から70歳になるまでの間に、国民年金に任意加入することもできます。

●年金の受給開始を66歳以降に繰り下げている人

65歳時に年金の受け取り開始時期の繰り下げを希望されていても、その後請求手続を行わなければ、年金は受け取れません。請求が70歳を過ぎると不利益が生じるのでご注意ください。

●厚生年金の加入期間のある65歳以上の人
厚生年金の加入期間があり、年金を受け取る資格を満たしている人は、65歳

から「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金を受け取ることができま。どちらか一方だけを受け取っている人は受け取っていない年金についても請求をしてください。

●60歳以上で会社にお勤めの人
60歳以上で会社に勤めている間の老齢厚生年金は、給与の額などに応じて支払額の調整が行われることがあります。全額停止となる場合を除き、年金の全部または一部を受け取れます。在職中の人も、受給資格を満たしている場合は、年金の請求を行って

ください。退職してから年金の請求手続を行うと、在職中に支給されたはずの年金を受け取ることができなくなる場合があります。これらの事例に心当たりのある場合は年金ダイヤル（0570）05局1165番（IP電話・PHSからは（03）6700局1165番）または直方年金事務所22局0891番までお早めに相談ください。

任意加入については、年金事務所または役場保健健康課保険年金班にご相談ください。

●厚生年金の加入期間のある65歳以上の人
厚生年金の加入期間があり、年金を受け取る資格を満たしている人は、65歳

●特別支給の老齢厚生年金を受け取れる人
厚生年金の加入期間が1年以上あるなどの要件を満たしている人に支払われる「特別支給の老齢厚生年金」については65歳になる前に請求しても年金額が減

らされることはありません。速やかに請求してください。

9-2013.10